

米国国債ファンド フレックスヘッジ（年1回決算型）

金利の復活で見直される「米国国債投資」

2023年6月28日

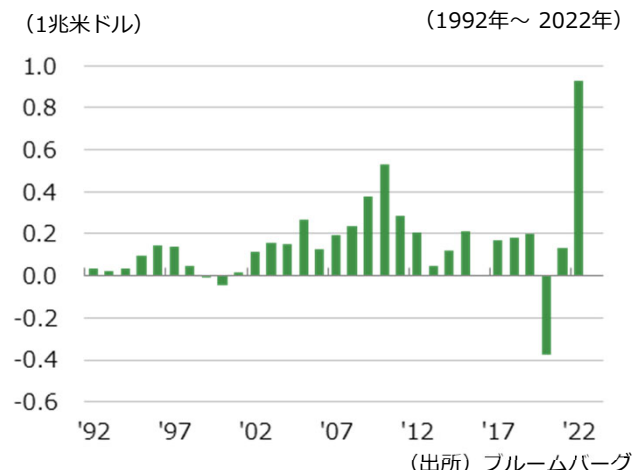
お伝えしたいポイント

- なぜ今米国国債なのか？
- 米国国債の投資魅力
- 当ファンドの特徴：ラダー型運用の魅力

なぜ今米国国債なのか①：グローバルな米国国債投資の活発化

米国外の民間投資家による米国国債購入額は2022年に1兆米ドルに迫り、過去最大規模に膨れ上がりました。米国国債投資が活発化した主因は米連邦準備制度理事会（FRB、中央銀行）による利上げで、国債投資が再び脚光を浴びています。最新の米国国債売買統計では、民間投資家は2023年4月までに年初来累計2,500億米ドル弱の米国国債を購入しており、2022年の同時期に匹敵します。今後の動向次第では、2023年の米国国債購入額が2022年を上回る可能性もあります。

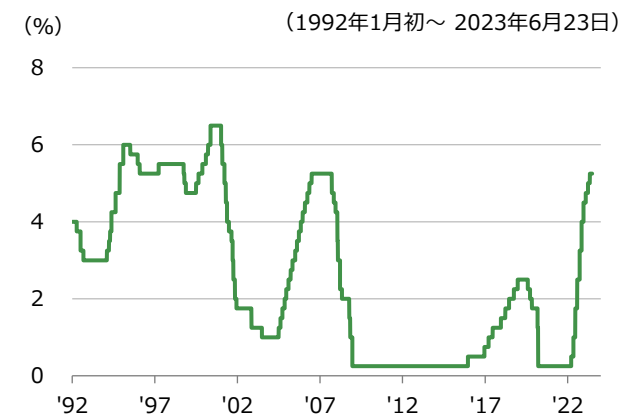
米国外民間投資家の米国国債投資購入額



なぜ今米国国債なのか②：米国の政策金利は約20年ぶりの高水準

オイル・ショック以来となる物価の高騰を受けて、政策金利は5%台と2000年代半ば以来となる高水準へ上昇しています。コロナ・ショック後はゼロ金利政策に再び戻り、リーマン・ショック以降の長年にわたる低インフレ環境が一時想定されました。しかし、過去に例を見ない巨額かつ迅速な財政出動の後押しもあり、景気が急回復したことに加えて、インフレ率も目標値である2%を大幅に上回って上昇しています。FRBはインフレ目標を達成するために、近年では例を見ない速いペースで利上げを実施しています。

米国の政策金利



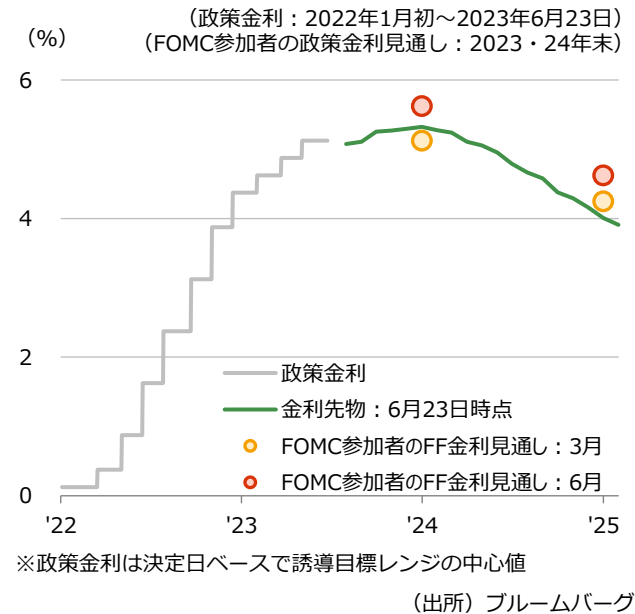
※決定日ベース、2008年12月以降は誘導目標レンジの上限

(出所) ブルームバーグ

なぜ今米国国債なのか③：FRBは高金利政策をしばらく継続へ

FRBは今回、高金利政策をしばらく継続する公算が大きく、利上げ打ち止めから約半年後には金融緩和へ転換した前回の利上げ局面とは異なる展開になると考えられます。FOMC（連邦公開市場委員会）参加者の物価見通し（最新は2023年6月時点）では、2025年にかけて基調的なインフレ率が2%へ緩やかに戻る想定となっています。何らかの経済危機が発生することによりインフレ率が急低下する事態を除けば、FRBはインフレ目標の実現を強く確信できるまで、引き締めの金融政策を継続すると見込まれます。実際、FOMC参加者の政策金利見通しでは来年から利下げを開始する想定となっていますが、2025年末で3.4%（中央値）と相応に高い金利環境が継続することを示唆しています。

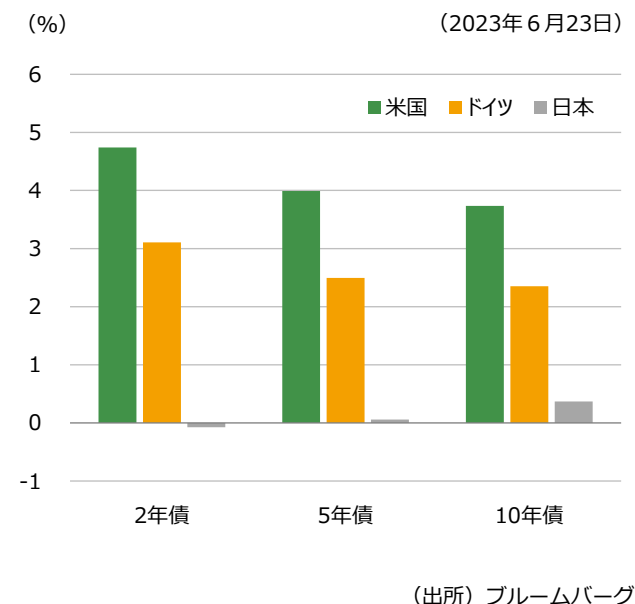
米政策金利と見通し



米国国債の投資魅力①：米国国債利回りは相対的に高い

FRBの利上げは主要先進国内でも群を抜く形で実施されており、政策金利の高さは国債利回りの高さにも表れています。実際、米国の政策金利は5.00-5.25%と、ユーロ圏（中銀預金金利）の3.50%や日本（当座預金金利）の-0.1%よりも大幅に高くなっています。同様に、各年限の国債利回りを見ても、米国国債はドイツ国債や日本国債を上回る高い金利水準となっています。欧米では今後も追加利上げが予想されますが、ユーロ圏の政策金利が米国を上回る可能性は低いとみられます。したがって、米国国債利回りは主要先進国内で相対的に高い金利水準を維持すると考えられます。

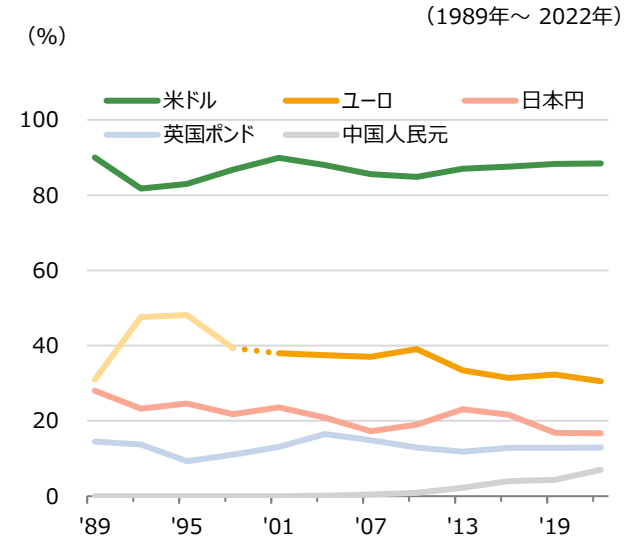
年限別の国債利回り比較



米国国債の投資魅力②：米ドルは基軸通貨としての地位を堅持

主要先進国内での相対的な高金利環境に加え、米ドルは為替市場において最重要な決済通貨でもあります。貿易決済のみならず、米ドルは金融取引においても幅広く用いられており、為替取引では半分近くの割合を占めています。ユーロ誕生は米ドルの基軸通貨としての地位を揺るがすかと思われましたが、2010年代に欧州債務危機もあり、近年ではユーロの取引割合はむしろ低下しています。また、米国と覇権を争う中国は人民元の国際化を推し進めています。為替市場での存在感は日本円や英国ポンドよりも劣っています。「有事の米ドル買い」とも呼ばれるように、米ドルへの信頼感に基づく高い流動性もまた国際的な米国国債投資における魅力の一つとも言えます。

為替市場における通貨別取引割合



※為替取引は両建てのため合計値は200%
 ※2001年のユーロ誕生以前は現在のユーロ圏構成通貨の合算値
 (出所) ブルームバーグ

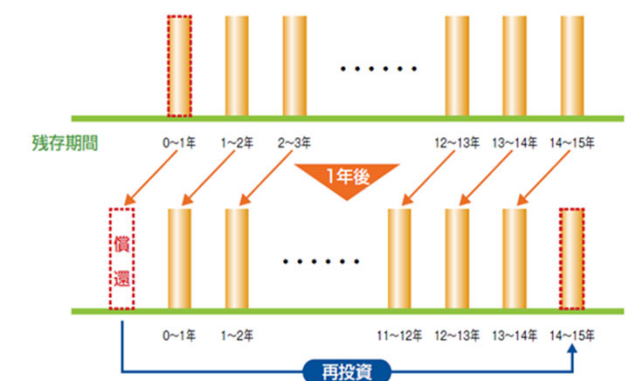
当ファンドの特徴：ラダー型運用の魅力

当ファンドは、残存期間0～15年の米国国債に投資をしており、残存期間毎に投資金額が同程度となるよう分散投資するラダー型運用を行っております。ラダー型運用の魅力として、「金利変動リスクの分散」と「安定した収益性」が挙げられます。

魅力①：金利変動リスクの分散

金利変動においては、全年限同じ幅変化するのではなく、年限によって変化幅が異なることが想定され、その予測は非常に難しいといえます。また、同じ金利変化幅でも残存期間が長い債券は、残存期間が短い債券に比べ、債券価格の変化幅は大きくなります。当ファンドはラダー型運用を行い、短期から長期まで幅広い年限に分散投資をすることで、金利変動リスクを分散し、米国金利全体のパフォーマンスを享受することが期待されます。

運用のイメージ図

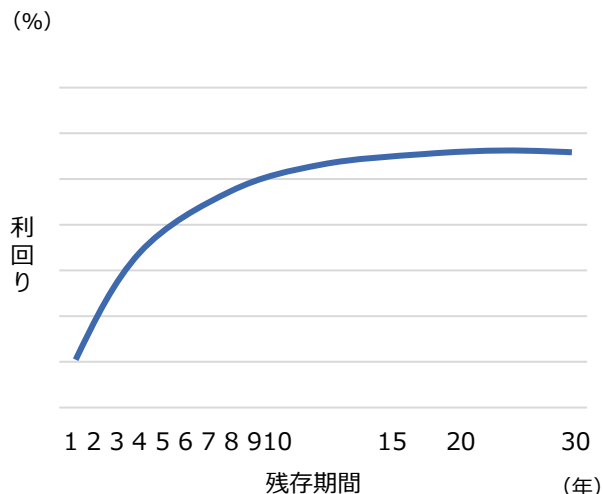


※上記はイメージであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。また、為替変動リスクは考慮していません。

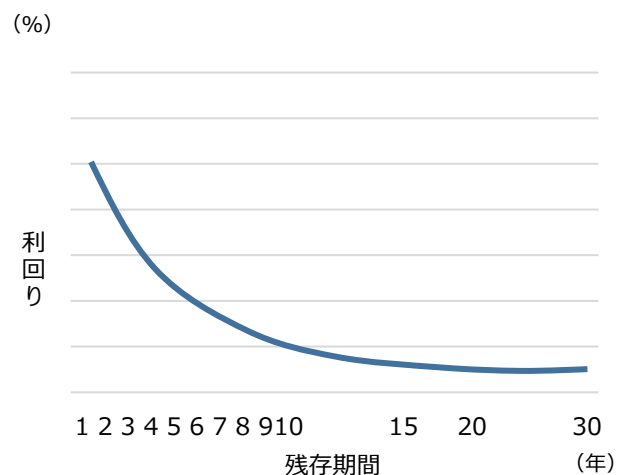
魅力②：安定した収益性

当ファンドは保有債券の償還が行われるつど、その償還金を、長期債（残存15年）に再投資します。通常は長期債の方が短期債よりも利回りが高くなる（順イールド）傾向がありますが、昨年来、FRBはインフレ抑制のため積極的な金融引き締めを行ってきたことで、足元の利回りは短期債の方が長期債よりも高くなっています（逆イールド）。金利変動による期中の債券の価格変動はあるものの、保有債券を償還まで持つことで額面での償還が可能となるため、中長期的に安定したパフォーマンスとなることが期待されます。また、積極的な金融引き締めを行ってきたことから短期債の利回りが高くなっておりませんが、この利回りを享受できることも、ラダー型運用のメリットと考えられます。また、いずれ通常の順イールド下となれば、再投資妙味も期待されます。

■ 順イールド（イメージ図）



■ 逆イールド（イメージ図）



※上記は、仕組みを分かりやすく説明するために示した一般的な内容およびイメージ図であり、必ずしも上記のようになるとは限りません。

Ⅰ ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- ・残存期間の異なる米国国債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

- ・米国国債に投資します。

Ⅰ 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

公社債の価格変動 (価格変動リスク・信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 〈フレックスヘッジ〉は、金融市場の緊迫度が高まると判断される場合に為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることをめざしますが、為替変動による基準価額への影響がすべて排除されるわけではありません。 〈フレックスヘッジ〉は、為替ヘッジを行なう際、日本円の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合は、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
	料率等	費用の内容			
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 2.2%(税抜2.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。			
信託財産留保額	ありません。	—			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
	料率等	費用の内容			
運用管理費用 (信託報酬)	〈為替ヘッジあり、為替ヘッジなし〉 年率 1.144% (税抜1.04%)以内	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 前記の運用管理費用(年率)は、毎期、前計算期間終了日における新発10年米国国債の利回り(原則として、ブルームバーグ社発表の米国国債ジェネリック10年の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。			
	〈フレックスヘッジ〉 年率 1.232% (税抜1.12%)以内				
	新発10年米国国債利回り			為替ヘッジあり、為替ヘッジなし	フレックスヘッジ
	イ. 1%未満の場合			年率0.374%(税抜0.34%)	年率0.462%(税抜0.42%)
	ロ. 1%以上2%未満の場合			年率0.594%(税抜0.54%)	年率0.682%(税抜0.62%)
ハ. 2%以上3%未満の場合	年率0.814%(税抜0.74%)	年率0.902%(税抜0.82%)			
ニ. 3%以上4%未満の場合	年率0.924%(税抜0.84%)	年率1.012%(税抜0.92%)			
ホ. 4%以上の場合	年率1.144%(税抜1.04%)	年率1.232%(税抜1.12%)			
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。			
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。			
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。			
その他の費用・ 手数料	〈為替ヘッジあり、為替ヘッジなし〉				
	〈運用管理費用の配分〉 (税抜)(注1)	委託会社	販売会社	受託会社	
	前イ. の場合	年率0.15%	年率0.15%	年率0.04%	
	前ロ. の場合	年率0.25%	年率0.25%	年率0.04%	
	前ハ. の場合	年率0.35%	年率0.35%	年率0.04%	
	前ニ. の場合	年率0.40%	年率0.40%	年率0.04%	
	前ホ. の場合	年率0.50%	年率0.50%	年率0.04%	
	〈フレックスヘッジ〉				
	〈運用管理費用の配分〉 (税抜)(注1)	委託会社	販売会社	受託会社	
	前イ. の場合	年率0.23%	年率0.15%	年率0.04%	
	前ロ. の場合	年率0.33%	年率0.25%	年率0.04%	
	前ハ. の場合	年率0.43%	年率0.35%	年率0.04%	
	前ニ. の場合	年率0.48%	年率0.40%	年率0.04%	
	前ホ. の場合	年率0.58%	年率0.50%	年率0.04%	
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。			

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨークの銀行またはシカゴ商品取引所における米国債先物取引のいずれかの休業日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

設定・運用: **大和アセットマネジメント**
Daiwa Asset Management

商号等 大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

米国国債ファンド フレックスヘッジ（年1回決算型）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社SBI新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
湘南信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第192号	○			
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。